

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	札幌エルプラザ複合施設運営システム更改業務
発 注 課	市民文化局男女共同参画室男女共同参画課
選 定 事 業 者	東日本電信電話株式会社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、札幌エルプラザ公共4施設（男女共同参画センター、消費者センター、市民活動サポートセンター、環境プラザ）における各種業務を円滑に行うため、複数のシステムから成る「札幌エルプラザ公共施設情報システム」（以下、「情報システム」という。）を更改する業務であるが、的確かつ迅速に作業を行う必要があることから、受託業者は現行の情報システムについて十分に熟知している必要がある。</p> <p>当該業者は現行の情報システムの開発業者であるとともに、システム開発後の保守業務及びシステム改修業務をすべて受託しており、開発、保守及びシステム全体を十分に熟知しているため、的確かつ迅速なシステム更改作業が可能である。一方で本業務を他業者に委託した場合、他業者は情報システム及び運用環境について習得するまでに多大な時間と経費を要する。</p> <p>以上のことから、当該業務を委託できるのは、当該業者の他にはない。 (随意契約ガイドラインⅡ-2-(2)-ア-エ)</p>	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	平成30年11月6日